

「国と東京都の実務者協議会」に係る協議事項（要求内容）

8項目20施策 要求内容	
1	首都圏空港・港湾機能の充実
1	羽田国際空港の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・羽田空港の容量拡大、国際線増便など国際競争力の強化に向け、空港整備を促進するとともに、空港アクセスの強化を検討すること ・発着便増加にあたり、騒音対策及び安全対策についても適切に対応すること
2	横田基地の民間航空利用 <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の空港機能を強化するため、プライベートジェットを含め、横田基地での民間航空の利用を実現すること
3	小笠原航空路の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・東京から約1000km離れた小笠原諸島について、国境離島としての観点や、世界自然遺産に登録されている点も踏まえ、航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること
4	東京港の国際競争力強化 <ul style="list-style-type: none"> ・国際戦略港湾である東京港の国際競争力を強化するため、中央防波堤外側コンテナふ頭の早期完成に向けて整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の整備や埠頭会社に対する貸付金を含め埠頭施設の整備に必要な支援を確実に実施すること
2	幹線道路の整備促進による道路ネットワークの早期完成等
5	東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・羽田空港や京浜港へのアクセスを強化するなど、環状道路としての機能を最大限に発揮させるために不可欠な区間である東名高速～湾岸道路間について、計画を早期に具体化するなど、整備を促進すること
6	高速道路網の整備推進等 <ul style="list-style-type: none"> ・日本橋周辺の首都高速道路の地下化工事を推進するとともに、地下化に伴い必要となる新京橋連絡路（地下）及び晴海線延伸の早期事業化に向けて、料金徴収期間の延長などによりその財源を確保するなど、積極的に取り組むこと
7	国道等の整備推進 <ul style="list-style-type: none"> ・羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化に向けて、国道357号のうち多摩川トンネル部について、実施工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること ・「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である国道15号について、品川駅周辺の関連する事業等との連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること

8 項目 20 施策 要求内容

3 首都圏鉄道網の拡充

8 鉄道ネットワーク等の強化促進

- ・ 交通政策審議会答申第198号及び第371号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備を促進すること
(羽田空港アクセス線、新空港線、臨海地下鉄、東京8号線の延伸、品川地下鉄、東京12号線の延伸、多摩都市モノレールの延伸(箱根ヶ崎方面、町田方面)など)
- ・ 答申第371号に位置付けられた東京8号線の延伸及び品川地下鉄については財源の確保、臨海地下鉄については事業計画策定に向けた協力など、必要な措置を講じること
- ・ JR中央線の三鷹・立川駅間の複々線化などの事業化に向けて、新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、早期に必要な措置を講じること

4 大都市防災対策の強化、首都機能の維持、国土強靱化の推進

9 豪雨・高潮対策の推進

- ・ 近年、激甚化する集中豪雨等に対し、環七地下広域調節池の延伸や新たな調節池の整備など、都市型水害対策を推進するための支援を講じること
- ・ 最大級の地震や台風に備え、東京の沿岸部の第一線を守る水門・防潮堤の整備等、高潮対策に対する支援を講じること
- ・ 低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり(高台・建物群)を促進するために必要な措置を講じること
- ・ 大規模水害時などにおける安全な避難に必要な首都圏の広域的対応の実現を図ること
- ・ 東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること
- ・ 首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること
- ・ 東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時において、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携して推進すること

10 首都直下地震への備え

- ・ 首都直下地震等から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限に留めるため、建築物の耐震化、延焼遮断帯の整備や建物の不燃化などの木造住宅密集地域の改善、無電柱化の推進等に必要な財源を確保するなど必要な措置を講じること
- ・ 大震災時に発生する帰宅困難者の「一時滞在施設の確保」の観点から、自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を早期に実現すること
- ・ 多摩島しょ地域を含む東京の首都機能を維持し、安全な避難と迅速な復興に必要な首都圏の広域的対応の実現に向けて、財政措置を含め、具体的な体制を早急に構築すること

11 都市インフラ機能の維持・保全

- ・ 東京の都市機能の確保に向け、予防保全型管理に基づいて、橋梁、トンネルなど老朽化が進む都市インフラの長寿命化、着実な維持管理・更新に必要な財源を確保すること
- ・ 下水道事業については、国は交付金を未普及の解消及び雨水対策に重点化しているが、既存施設の老朽化は、主要道路の陥没や雨水排除能力の低下など、都民生活や社会経済活動へ甚大な影響を与えることになる。これを防ぐために、管きよなど、下水道施設の老朽化対策を支援する制度を拡充すること

8項目20施策 要求内容	
5	国際金融都市・東京の実現、外国人受入環境の改善
12	金融系企業参入促進にかかる各種支援・規制緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人材等が安心できる生活環境を整備するため、ペイロールカード口座への賃金支払を可能とする労働基準法上の措置、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和等に取り組むこと ・ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること
13	外国人の受入環境の整備促進、バリアフリー化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年増加する訪都外国人の利便性向上に向け、地下鉄運転の時間延長、キャッシュレスのための環境整備、外国人受入環境の整備を推進すること ・誰もが円滑に移動できるよう、鉄道駅のホームドアやエレベータの整備促進に向け、必要な財源の確保、技術開発支援など、より一層のバリアフリー化を推進すること
14	国立公園の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・東京にある3つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善や国立公園の施設整備等を含む積極的な観光振興を図ること ・その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭におき、保護と利用のバランスを十分に図ること ・なお、国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、東京都が実施すべきものについては、それに見合う財源を措置すること
6	戦略的な特区制度の活用
15	経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・安全面に配慮した官民連携の開放型データプラットフォームの構築や次世代モビリティサービスの実現、地域包括ケアシステムにおけるICTの活用などを推進すること

8項目20施策 要求内容	
7	女性・障害者の活躍促進
16	働きながら子育て、介護しやすい環境の整備推進 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、助成金の拡充や普及啓発の強化、小学校就学後も利用できる所定労働時間の短縮措置等が図られるようにするなど両立支援制度の導入と定着に向けた施策を充実すること ・育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、休業期間延長の条件撤廃や給付金の給付率の引き上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと ・中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を合わせて実施すること ・家庭と仕事の両立や通勤混雑の緩和にも資するテレワークの活用が進むよう、企業のテレワーク導入を促進するための支援策を拡充すること
17	障害者の法定雇用率引上げに伴う企業への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の法定雇用率算定基礎への追加や令和3年3月の民間企業の法定雇用率2.3%への引上げも踏まえて、事業主に対する支援策を充実すること
8	少子・高齢社会への備え
18	大都市特有の保育ニーズへの対応に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の多くを占める3歳未満の低年齢児を中心に受け入れ、育児休業明けなど年度途中の入所ニーズにも柔軟に対応している都の認証保育所の実績を認め、認証保育所を国の制度に位置付け、十分な財政措置を講じること
19	福祉人材定着のための仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査は、事業者の経営状況や介護人材確保の困難性などの地域差が適切に把握されているか確認できないことから、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態を把握し、地域ごとの分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること ・保育士宿舎借り上げ支援事業について、採用年数の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするなど制度の充実及び財源の確保を図ること
20	認知症施策の総合的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センター運営事業について、東京には医療機関等多くの関係機関が存在し、地域連携や人材育成など多くの役割を果たす必要があるが、国庫補助が不十分な現状にあり、事業実施に必要な財源を措置すること